

平成 27 年 網走市議会
総 務 経 済 委 員 会 会 議 録
平成 27 年 9 月 7 日（月曜日）

○日時 平成27年9月7日 午前10時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成27年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第3号 平成27年度網走市水道事業会計補正予算
3. 議案第4号 網走市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について
4. 議案第5号 網走市職員退職手当支給条の一部を改正する条例制定について
5. 報告第1号 平成27年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
6. 請願第6号 「平和安全法制整備法案」及び「国際平和支援法案」について今国会で廃案とすることを求める意見書提出についての請願
7. 陳情第2号 安保関連法案のすみやかな廃案を求める意見書提出についての陳情
(H27.6.25 継続審査)
8. 陳情第3号 憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情
(H27.6.25 継続審査)
9. 陳情第4号 安保関連法案の廃案を求める意見書提出の陳情
10. 陳情第5号 安全保障関連法案を廃案とし、国民的論議をつくすよう政府および国会に意見書を提出することを求める陳情
11. 陳情第7号 「林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出」を求める陳述
12. 秋季視察調査の実施について

13. その他

○出席委員（8名）

委 員 長	渡 部 眞 美
副 委 員 長	井 戸 達 也
委 員	川原田 英 世
	工 藤 英 治
	佐々木 玲 子
	田 島 央 一
	立 崎 聡 一
	松 浦 敏 司

○欠席委員（0名）

○委員外委員（1名）

議 長	山 田 庫司郎
-----	---------

○傍聴委員（5名）

小田部	照
金 兵	智 則
近 藤	憲 治
永 本	浩 子
平 賀	貴 幸

○説明者

副 市 長	川 田 昌 弘
企画総務部長	岩 永 雅 浩
水 道 部 長	猪 股 淳 一
企画調整課長	高 井 秀 利
総 務 課 長	大 島 昌 之
職 員 課 長	小 松 広 典
税 務 課 長	児 玉 卓 巳
営 業 課 長	山 崎 徹

○事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 直 人
次 長	永 倉 一 之
主 査	小 林 久 一

午前10時00分開会

○渡部眞美委員長 おはようございます。

ただいまから、総務経済委員会を開催いたします。

本日の委員会ですが、議案4件、報告1件、請願1件、陳情5件の合計11件について審査と、終了後秋季視察調査の実施について協議をしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

議案第1号ですが、まず理事者から説明を受け、それぞれ質疑をして最終的に確認をしたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは議案第1号、平成27年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分、総務費、まちづくり推進事業、おいしいまち網走PR事業についてと同じく総務費、基金積立金、ふるさと寄附基金積立金について関連がございますのであわせて説明を求めます。

○高井秀利企画調整課長 平成27年度一般会計企画振興費及び財政調整基金費、補正予算、おいしいまち網走PR事業及びふるさと寄附基金積立金について御説明申し上げます。

議案資料1号、4ページをごらん願います。

補正の理由並びに内容についてであります、平成27年7月1日より市外在住者からのふるさと寄附に対しまして、市の特産品を贈呈する取り組みを開始しておりますが、当初予算を大幅に超える寄附金を受領する見込みであることから、経費の追加補正をするものです。

追加補正する内容としましては、事業に係る業務手数料及び郵送料として7,350万円、ふるさと寄附基金積立金として5,850万円、合計1億3,200万円を計上するものです。

補正額の①歳出予算は記載のとおりです。

財源内訳は、全額寄付金1億3,200万円となっております。

②歳入予算の科目及び補正額につきましては記載のとおりであります。

以上で説明を終わります。

○渡部眞美委員長 質疑に入ります。

○川原田英世委員 大きく増えたということは喜ばしいことだと思いますが、寄附された方のエリア別というものは把握されているのでしょうか。

○高井秀利企画調整課長 寄附された方のエリア別になりますが、きょう現在の寄附の受付状況では、網走市はふるさと納税とポータルサイトふるさとチョイスと契約をしております、ふるさと寄附の受

付をしております。

きょう現在で、寄附の構成としましては、51%が関東甲信越の方。続いて関西から19.6%という数字になっております。一番少ないエリアが沖縄となり、0.6%。そのほかは5%から1%、3%の寄附の割合となっております。

○川原田英世委員 はい、ありがとうございます。

関東が半分以上ですか。首都圏ということになりますね。やはりPR等があつてのことだと思いますので、これからも続けて取り組んでいただきたいなと思います。

寄附いただいた方に、ポイント制というか、渡して交換するような仕組みだと思いますが、その交換されている物はこういったものが多いのか、傾向がありましたら教えていただきたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 ポイントで交換される品物についてですが、上位、ランキング10位以内の物は出ています。やはり上位に海産物が多く、鮭の切り身やいくらの醤油漬、その他カニなどがかなり上位を占めております。

○川原田英世委員 ありがとうございます。

やはり網走の特性というのがよく出たのかなと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

○松浦敏司委員 今お話があつて、上位は海産物ということですが、牛肉も出ていると思いますが、その辺はどのようになっていますか。

○高井秀利企画調整課長 牛肉につきましては、オホーツク農協で提供いただいておりますが、数的にはそれほど多い数ではない状況になっております。

○松浦敏司委員 いずれにせよ、人気があるということで、当初の予算よりはるかに上回る注文があるということは非常に結構なことというふうに思います。先日、海産物を取り扱っているところに聞きますと、相当喜んでいました。非常にありがたい。この時期に非常にいい。なかなか思うように行かない中で注文があるということで喜んでおりました。

同時に聞かれたのは、この寄附金をどのような形でどのように使うのでしょうか、というような質問もあり、即答はできませんでしたが、その辺はどのように今後使われていくのか伺いたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 ふるさと寄附につきましては本年3月に条例改正をしておりますが、寄附を財源として実施する事業といたしましては、子どもたちの活動を支援するための事業、スポーツ環境整備のための事業、特別支援教育推進のための事業、

その他まちづくりのための事業ということで4本あるのですが、現時点で具体的に決まっているメニュー等は今のところはありません。今後検討していきたいと思っております。

○松浦敏司委員 そうなのでしょうが、これにより1億5000万円ほどになるというふうな状況なので、やはり寄附していただいた方たちに応えるという意味でも、どのように使われているのかということを示していくのも、今後の寄附をいただく上でも重要なことだろうなというふうに思うので、その辺での今後の考え方を伺いたいと思います。

○高井秀利企画調整課長 寄附の使い道については今後、ホームページ等で公開していきたいと思っております。

○松浦敏司委員 積極的に行っていきたいと思えます。今後とも大いに推進していくように希望したいと思えます。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 他にございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

無いようですので、次、同じく総務費、納税業務費過年度加付金還付金及び加算金の補正予算について説明を求めます。

○児玉卓巳税務課長 同じく平成27年度一般会計補正予算の内、賦課徴収費について御説明申し上げます。

議案資料1号の5ページをごらんいただきたいと存じます。

過年度還付金及び加算金に関する補正の理由と内容についてでございますが、法人市民税は法令に基づき、前年度実績額を基礎として中間申告におきまして、2分の1の中間納付をすることとなっているところでございます。

平成27年度の確定申告に置きまして、法人市民税における法人税割の減少により中間納付額の還付及び個人市民税の修正申告による還付が増大したために追加補正を行うものでございます。

補正額につきましては、補正前の額が1,500万円に対しまして1,000万円を追加するものでございます。

財源内訳は一般財源で補正後の額は2,500万円となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。
質疑ございますか。

○松浦敏司委員 今、説明を受けたわけですが、法人市民税が減少ということは、つまり前年度の企業収入というのが落ち込んだというふうに思うのですが、それがどの程度の落ち込みがあったのか、おおよそ伺いたいと思います。

○児玉卓巳税務課長 はい、まだ年度途中でございますので、比率等は試算、積算、出ておりません。要因としましては、前年度、昨年度の状況といいますのは、消費税率の引き上げというのを背景にありまして、それに伴うその駆け込み需要による、一時的な収益の増額というのがありました。

現在確定申告をされているところについては、そこがまた逆に売り上げが落ちたと。そのギャップで、中間申告に対する還付が発生しているというのは1つの要因と考えております。

○松浦敏司委員 そうだと思います。

やはり反動が来て、消費税が8%に上がったことによる市民全体、消費者そのものが控えますので、当然、経営している企業などについては、そういった形で落ち込むということだろうと思います。

これはやむを得ることなので、それはそれで私も認めざるを得ないなというふうに思います。

私のほうからは以上です。

○渡部眞美委員長 質疑ございますか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですので、次同じく総務費。

網走市議会議員選挙費についての補正予算について説明を求めます。

○山本規与思選管事務局長 平成27年度一般会計網走市議会議員選挙費の補正予算について御説明申し上げます。

議案資料1号は6ページをごらん願います。

網走市議会議員選挙費の補正予算につきましては、本年4月26日執行の網走市議会議員選挙にかかる選挙経費の確定に伴うもので、不要となりました選挙経費791万3,000円を減額し、補正後の額を2,902万3,000円とするものでございます。

経費の内訳につきましては、資料の表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。
質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですのでここで議案第1号について御諮りをいたします。

議案第1号平成27年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○**渡部眞美委員長** 次に、議案第3号平成27年度網走市水道事業会計補正予算について説明を求めます。

○**山崎徹営業課長** 議案第3号平成27年度網走市水道事業会計補正予算について御説明いたします。

議案資料15ページ、資料2号をあわせてごらんいただきたいと思います。

初めに目的でございますが、平成22年度から実施しております、水道事業の検針収納等業務委託について、現在の契約が平成27年度末で期間満了となることから、引き続き、市民サービスの向上、コストの縮減を図るため、平成28年度からも、業務委託を実施することとし、本年度中に契約事務等取り進められるよう、債務負担行為の設定をしようとするものでございます。

補正の内容でございますが、債務負担行為の事項は、水道事業に係る検針収納等の業務委託契約。次に期間は平成28年度から平成32年度までの5年間。次に限度額は、2億4,934万円でございます。

説明は以上でございます。

○**渡部眞美委員長** 審査に入ります。

○**田島央一委員** 業務委託契約の方ですが、平成22年度から今回平成27年度という6カ年にわたってなのですが、今回2回目の契約が終わり、次3回目という認識でよろしいですか。

○**山崎徹営業課長** はい、その通りでございます。

○**田島央一委員** 今回、3カ年で契約していたのを5カ年にするという理由についてお伺いしたいのですが。

○**山崎徹営業課長** まず受託者の経営の安定、受託者の人材の確保、雇用の安定。

従業員、業務委託従事者のスキルアップ。特に時間をかけて専門性のノウハウを構築する上でのメリットが大きいということで5年ということにしております。

○**田島央一委員** 承知しました。

○**渡部眞美委員長** 他にございますか。

それでは議案第3号平成27年度網走市水道事業会計補正予算について全会一致をもって原案可決すべ

きものと決定をしてよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○**渡部眞美委員長** 続きまして、議案第4号網走市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○**大島昌之総務課長** 網走市個人情報保護条例の一部を改正する条例の概要につきまして御説明をいたします。

議案資料の16ページ資料3号をごらん願います。

初めに改正の趣旨でございますが、行政手続における特定の個人を識別するため番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法の施行に伴いまして、市が保有する特定個人情報について当該条例に規定する必要があることから所要の改正を行うものでございます。

改正の内容についてでございますが、特定個人情報関係の改正の1点目は、特定個人情報と情報提供等記録の定義を追加するものでございます。

2点目は、特定個人情報に係る利用の制限と提供の制限を追加するものでございます。

3点目は、開示の請求の代理人を個人情報と特定個人情報とにそれぞれ規制するものでございます。

4点目は、開示決定の期限及び期限の特例を追加するものでございます。

5点目は訂正決定等の期限を追加するものでございます。

6点目は、利用停止について追加するものでございます。

7点目は、利用停止決定等の期限について追加するものでございます。

次に、その他についてですが、1点目は、特定個人情報以外の個人情報の利用及び提供の制定を定めるものでございます。

2点目は、個人情報の訂正の際の通知先を定めるものでございます。

3点目は他の条文の改正に伴いまして条文の整理を行うものでございます。

4点目は、他の法令等との調整を図るための改正でございます。

本条例の施行期日につきましては番号法附則に掲げる規定の施行の日である平成28年1月1日から施行しようとするものでございます。

なお、第8条の3は番号法施行の日である平成27

年10月5日から第30条に第2号追加する改正は番号法の附則第1条第5号に掲げる日から施行しようとするものでございます。

なお資料17ページ以降に新旧対照表を添付しております。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 この問題はですね、もともとは、国民総背番号というふうに言われていた法案でしたが、国民の非常に強い反発の中で、廃案になり名前が変わって出てきたというふうに受けとめているところですが、今回の一部改正することによって、市民の個人情報により強化されることになるのか、それとも情報がひょっとすると漏れるのではないかという声もあるのですが、その辺はどのようにお考えですか。

○大島昌之総務課長 今回の改正につきましては従来からございます、個人情報の保護をするための条例に新たに番号法で規定される、特定個人番号を追加して保護を図る。保護を図るといふか適正な取り扱いを確保するために、改正するものでございまして、その個人番号の漏れる云々ということ、ここでは手続的なものですので、それを規定しているものではないということでございます。

○松浦敏司委員 この背景にあるマイナンバー制度というのは、実は国民的には、十分周知されておられません。

先日、道新にも出ましたが、マイナンバーについて理解しているというのは極めて少ない。

名前を聞いたことがある程度の方ですね。

中身についてどうかと言ったら、それはよくわからないというふうに言われていて、そういう中において結果として国の法律が2013年にでき、そしてそれに基づいて、今日を迎えておりますが、今はどう考えてもこのマイナンバーというのが個人情報が漏れるという声が相当出ており、私どもとしては、結果として、このマイナンバー制度という、背景の中で条例を変えなければならないという、そういう仕組みにはなっております。やはり、個人情報を結果として守られることにはならない、というような考えを持っているものですから、この一部改正については同意できないというふうに考えております。

○渡部眞美委員長 ただいま松浦委員により、議案第4号について賛成が出来かねるというご意見が出たところでありますが、他の委員の御意見をお願い

します。

○工藤英治委員 このマイナンバー制度の活用というのは、行政の簡素化とか、全てに対して、効率性が重視されている中で、このようなものを取り入れられると思っております。

今、松浦委員が言われた懸念材料は多々あるとは思われますが、取扱いを十分気を付けた上で、施行されるよう願って賛成したいと思います。

○渡部眞美委員長 他の委員の方。

○井戸達也副委員長 今、工藤委員のほうからも話ありましたけれども、懸念材料、多々あるかと思えます。

効率化という部分も非常に重視すべきところだというふうに思います。

今回の条例の一部改正ということですので、これに関しては、賛成という立場でお話をさせていただきます。

○渡部眞美委員長 結政の会はいかがですか。

○田島央一委員 今回、行政手続ということもありますので特段、懸念されていることはまた別のところで議論された方がよろしいのかなとも思っておりますので、結政の会としては賛成で考えています。

○渡部眞美総務経済委員長 よろしいですか。それでは、御諮りをいたします。

今、反対の意見と賛成の意見ということができました。

議案第4号網走市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定については、大方の賛成者を持って原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、議案第5号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小松広典職員課長 網走市職員退職手当支給条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

議案資料24ページ、資料4号をごらん願います。

初めに、改正の趣旨でございますが、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行されることに伴い、関係条文を整備するため、所要の改正を行うものでございます。

改正内容でございますが、被用者年金制度の一元化に伴い、第3条第2項中の引用条文を地方公務員

等共済組合法から、厚生年金保険法に改めるものでございます。

施行期日につきましては、平成27年10月1日から施行しようとするものでございます。

条例の新旧対照表については、後段に添付してあるとおりでございます。

以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

○松浦敏司委員 今回のこの改正、一元化等を図るということでの改正によって、どこがどういうふう具体的に変わるのか伺いたいと思います。

○小松広典職員課長 一元化の内容ですね。

今回の改正内容につきましては、被用者年金制度の一元化に伴いまして、法律の条文が地方公務員等共済組合法から厚生年金保険法に変わるものでございます。今回改正をかける部分の条文につきましては、同じような規定になっております。

障害年金に関する規定になっております。

○松浦敏司委員 これによって、結果として市職員に不利益になるとかということは一切ないということととらえてよろしいですね。

○小松広典職員課長 今回の改正による、退職手当の影響はございません。

○松浦敏司委員 わかりました。

○渡部眞美総務経済委員長 他にございますか。

それでは御諮りをいたします。

議案第5号網走市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例制定について、全会一致をもって原案可決すべきものと決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、報告第1号平成27年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分報告について説明を求めます。

○山本規与思選管事務局長 平成27年度一般会計、海区漁業調整委員会委員補欠選挙費の補正予算に係る専決処分報告について御説明申し上げます。

議案資料の6号、26ページをごらん願います。

1の補正及び専決処分の理由、及び内容についてですが、網走海区漁業調整委員会委員の1名が辞職したことに伴い、網走海区漁業調整委員会委員補欠選挙が平成27年8月27日に執行されたため、この予算処置について、急を要しますことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したもので

でございます。

補正の内容は、資料の表に記載のとおりで、総額153万7,000円となっております。

次にこの事業に係る財源についてですが、2補正額の②、歳入予算に記載のとおり、全額道委託金となっております。

なお、この補正予算に係る専決処分年月日は平成27年8月3日に行ったところでございます。

説明は以上でございます。

○渡部眞美委員長 審査に入ります。

それでは報告第1号平成27年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について、報告を承認すべきものと決定をしてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 それでは次に、請願1件、陳情5件について審査をしたいと思います。その前に何点か、委員の皆さんに御確認をしていきたいと思

います。まず初めに、陳情第5号について陳情者、網走九条の会より意見陳述の申し出がございましたので、後ほど意見陳述をすることを了承するということを皆さんに御諮りをしたいと思います。

意見の陳述について了承することについて御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

了承ということで御確認をいたします。

○渡部眞美委員長 次に、陳情第2号、継続の部分でございますが、平和憲法を守る網走の会より、請願第6号が新たに提出されておまして、9月1日、陳情第2号の取下げ願いが提出をされております。

委員会として陳情第2号の取下げ願いを了承してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 皆様に御提案がございます。

審査に入る前に、請願第6号、陳情第3号、陳情第4号、陳情第5号について関連がございますので、この際あわせて当委員会のもとで審査をしていきたいと思いますが、委員の皆さんどうでしょうか。

○田島央一委員 前回の委員会が出されたものも含めて内容としては、安保法案の廃案ということが趣旨で、だいたい似かよったものもあるので、一括してまとめたほうがいいのかなと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 それでは皆さんの方も了承をいただいたので、そのように継続の部分と新たなものと含めて、それぞれ審査をしていきたいと思います。

それではその審査に入る前に、先ほどみなさんから了承を得られました網走九条の会の方、申し出によりまして意見陳述を受けたいと思います。

なお網走九条の会より681人から成る署名書が添えられて陳述書が提出をされていることを申し添えたいと思います。

それではお願いいたします。

○陳情者 おはようございます。

網走九条の会の事務局をしております。森といいます。

陳情についての意見陳述をする機会を与えていただきまして、本当にありがとうございます。

まずは6月の議会において、慎重審議を求める意見書を網走市議会が採択された、ということに対し敬意を表したいと思います。

しかしながら本当に残念なことです、国会の審議の現実、慎重審議をするというようなことにはならなかったと思います。

衆議院においては、7月の15、16日に、採決を強行する。予定の審議時間を経過したので採決を強行するという、十分な審議を求める国民の声は聞かれなかったのかなというふうに思っています。

網走九条の会では、7月と8月に署名活動・街頭署名を行いました。

そこで、市民の皆さんから、たくさんの声をいただきましたので、それを、この場に届けたいということで、意見陳述をお願いいたしました。

本当に表現の仕方はさまざまですが、多くの意見はやはりこれは憲法に違反であるという一つの法案に対する反対の声と、もう一つは強引に国会で決定していこうとする、今の安倍政権の進め方に対する反対の声、怒りの声、それとこれからの日本はこのままではどうなっちゃうんだろうねという不安の声です。

本当にアメリカの戦争に協力するような法律であるとか、憲法違反であるとか、答弁についても、き

ちんと答えてない、はぐらかしている。平和という言葉は使っているが、そうではない。そして進め方については本当にひどい。独裁ではないかというようなことを言われる方々もいらっしゃいました。

その方々が、必ず頑張ってくださいと言ってくれたのです。私たちも反対ながら頑張ってくださいと。

署名していてあまりそのように言っていたことがなかった、本当にこれは市議会の皆さんにも伝えて、討論していただきたいなというふうに思いました。

ものすごく話込んでいかれる方もいらっしゃいましたし、特に衆議院の採決が行われた次の日には、準備をしているときから近寄ってこられて順番を待って署名をしてくださるという方が、多かったです。

やはり小さなお子さんを抱えたお母さんなどは、やはり子どものこれからが不安、子どもは戦争に行かせたくない、というような不安も口にされていました。

本当になんとかやめさせたいというのが署名をしてくださった方々の強い思いであったと思います。

今、今年は戦後70年という節目の年に、戦争をしない国から戦争する国へということで、大きな転換点に立っているのかなということを実感させられています。

憲法違反だという声は衆議院の憲法審査会の参考人の方々からも、はっきりと述べられていますし、その後、多くの憲法学者や最高裁長官を務められた方、内閣法制局長官を務められた方、それから多くの大学の先生たち、弁護士の方々がアピールや声明を發表したりして訴えていると思います。

そして、参議院の論議の中でも、制定に必要だと。だから必要なんだということで出されていた具体的事例も、ホルムズ海峡の問題や日本人を乗せた戦艦の保護の問題もありました。

数少ない具体的事例ですが、それについても、政府の答弁が迷走したりする中で、根拠が失われていっているような気がいたします。

平和な国民生活を守る、命を守るということで提案されている法案ですが、やはりアメリカとの約束が見え隠れしているなというふうに感じています。

全国各地の地方議会も反対の声が、反対慎重審議合わせると400近い議会で上げられていますし、そ

の中でも、与党の皆さんも、その反対の意見書に賛成をしているということが報じられていました。

市民の暮らしに密着した地方議会だからこそ、国会という政治の場にも市民目線の、市民の生活に立脚した立場から意見を届けている。声を届けているのだなというふうに思います。

慎重審議は国会の中では実現しているとは言えません。

ぜひいろいろな法案に対するお考えがあるとは思いますが、やはり平和を守っていききたい、それから戦争しない国であってほしいという、市民の願いをぜひ国会や政府に、届けていただきたいなというふうに思います。

ちょっと時間超過しました。申しわけありません。

以上で終わります。

よろしくお願いいたします。

○渡部眞美委員長 それでは、請願第6号平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案について今国会で廃案とすることを求める意見書提出についての請願、並びに陳情第3号憲法を守り、日本海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情。これにつきましては平成27年6月25日、継続審査となっているものであります。

続きまして、陳情第4号安保関連法案の廃案を求める意見書提出についての陳情。並びに陳情第5号安全保障関連法案を廃案とし、国民的議論を尽くすよう政府及び国会に意見書提出することを求める陳情。

以上につきまして、4件、一括審査をしていきたいと思います。

それでは審査に入ります。

○川原田英世委員 今説明をいただき、また四つの陳情請願が上げられてきたという中でそれぞれの請願、陳情の中身は、それぞれ若干違いますが、先の議会において、慎重なる審議を求めるという意見書を提出したにもかかわらず、そのすぐ後に強行採決が行われた。

当議会の意見書は全くもって無視されたという状況で進んだわけでありますから、一番初めに書いてありますように、今国会での廃案を求めるということは、もちろん当議会の意見は全く通らなかった時点で求めて当然のことだと私は考えておりますので、採決すべきだとそのように強く求めるところであります。

○松浦敏司委員 今、川原田委員からも言われましたように、6月議会の中で、慎重審議を求める意見書は、全会一致で通って国に送付されたということでもあります。

その直後、衆議院で強行採決となり、これは我々国民もそうですが、反対する多くの国民、当時は過半数を超えていたと思いますが、地方議会で慎重審議あるいは廃案を求める声が上がっていたという状況があったというふうに思います。

それが、強行採決され、国民の怒りというのはその後、一気に高まって8月の30日には国会周辺目標10万が12万というふうに多くの国民が全国から集まった。

全国の地方では、1,000カ所を超えるところで100万を超える人たちが何らかの形で集会あるいはデモという形で抗議が行われたと。そして何よりも今、すごいなというふうに思うのは、60年安保の当時とは全く違う、国民が自主的に若者からお年寄りまで集まって、そして抗議の声を上げているという点では、非常に大きな国民的な不安、そして、この法律に対する脅威を感じているんだろうというふうに思います。

今、国会の中で特に参議院の段階で明らかになったのは、国会に提案される直前に、もう既に防衛省の内部で幹部の人たちが、8月に法案が通るということ想定して、具体的な計画を練っていたということが明らかになった。

そして9月の2日の参議院の段階では、実は、河野統合幕僚長が昨年12月の衆議院の選挙が終わった2日後にアメリカに渡って、米軍の幹部との対談の中で、8月には、この法案は通るというようなことで具体的に話しをしていたという会議録が発見されるということで、その事実を河野さんも認めるような状況だった。

つまり、これはもう既にシビリアンコントロールが失われているというような、まさに防衛省が暴走しているというふうにも言われても、仕方のないことだろうなど。

それほど今、実は危機的な状況に来ているのだというふうに思うので、やはりこれは、安全保障という名前はついていますが、戦争への道へ着々と進んでいる、そういった状況だろうと。そういう意味では、請願陳情というのは、特に、陳情では700近い市民の声が届けられていますし、連日のように全国でデモ集会が行われているという、そうい

った世論を考えたときに、やはりこれは憲法を覆すような法律の中身ですから、本来の手続をとるべきだと、そういう意味では今国会での成立は当然するべきではない。もしやるのであれば、憲法を変えるところから、始めなければこれはやはり、筋が通らない。こういうことだろうというふうに思います。

ぜひこれは6月議会で、慎重審議に賛同いただいた会派の皆さんも、御賛同いただければというふうに思います。

以上です。

○工藤英治委員 警察予備隊が出来た時も違憲性が高かった。そんな気がします。

自衛隊も当然違憲性があると。

また今言われた60年安保。今の比ではないという大きな闘争がございました。これらを経て、今の日本の繁栄があったのかな。私自身はそう思っております。

そして、近隣諸国に独裁的な国々がございます。

時代背景はさらに変わってきている。

そして、本当に自国だけで、国を守れるのか。このようなところを考えると、非常に今回の問題も違憲性、その他種々あった中で、事前の策として、容認せざるを得ないものを私は感じております。

この廃案に関しては、同意しかねると思っております。

○佐々木玲子委員 私も今回の法案に対しての廃案ということに関しては、慎重審議ということであれば、国民の皆さんもまだまだ理解を得ていないという部分で非常に重要だろうということで、前回賛成をいたしました。

しかし廃案については、全然論点が違いまして、今回の安保法案につきましては、今、世界的にも各国のいろいろな安全環境が変わってきて、大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発。または各国のパワーバランス、変化など日本をとりまく安全保障環境が大きく変化し、そしてより厳しさを増しているところで、国民の命と平和な暮らしを守るために、政府の大きな責任があるということで、今回の決定に至ったと私は理解しております。

こうした変化に対する安全の備えとして、切れ目のない国内法整備に取り組むのが1番重要だと感じておりますから、今回の皆さんからの、自分たちの子供または将来担う青年たちの命を本当に守りたい。絶対そういう命の危険の及ぶところに行かせたくないというのは、私たち公明党は平和の党とし

て、生命の尊重を一番これまでも強く主張してきた政党ですから、私たちは一番そのようなことを考えながら、だからこそ関連法案の慎重な審議が必要だ。そしてこの閣議決定が必要だということで、政権与党の中でしっかりと私どもの北側副代表が新三要件の骨子もつくり、提案をしてきて、決して命に危険が及ばない。今まで以上に厳格な要件を定めたというところで皆さんの安全に自国の護衛にかかわっていただくという、自衛隊の体制も整えるに至ったというふうに私たちは自負をしておりますので、この廃案ということに関しては、私たちも採択に応じるわけにはいかないと考えております。

○松浦敏司委員 今、工藤委員、佐々木委員のほうからお話がありましたけれども、ただ、近隣諸国の状況は大きく変わってきているというようなお話もありました。だからこそ外交力が必要なのであって、それによって、だからこそ軍事というふうには、これは逆だろうと。

やはり、いわゆる何のために外交があるのかといえば、それは、世界の平和を維持するため、非常に重要なことだろうというふうに思うんですが、それを重視するのではなく、日本のより一層自衛隊が海外のどこにでも出ていくような形にしていく。そして後方支援という名のもと兵たん活動。

つまりその中で、今回、国会の議論の中で明らかになったように輸送については、これは劣化ウランも含めて、最終的には核兵器も含めて輸送は可能だということまで防衛大臣が答弁するというふうになっているわけで、これはまさに、平和を守るどころか、戦争に突き進んでいく。結果としてはそういうふうなことになってしまっただけで新三要件というお話もありましたけれども、それは全く歯どめにならない。

時の内閣が判断するわけですから、それは歯どめにも何もならないとの国会審議の中でも明らかになってきたというふうに思います。

だからそういう意味では、公明党は平和の党というふうに標榜してきたわけですが、今、やはり、支持団体である創価学会のみなさんも、安保法制には反対だという声も今、相当広がってきているというお話も聞いているところですので、そういった点も含めると、やはり平和を守るというのであれば、平和を崩してしまうような法律はやはり、作るべきではないと、こういうふうに判断すべきだと思うのですが、佐々木委員はその辺どのようにお考

えでしょうか。

○佐々木玲子委員 全くそうではなくて、私たちは自国防衛に限るといふ、そこのところに強調を置いて、新三要件もだからこそ決して自衛隊が命に及ぶ、また他国防衛のために出ていかないということを強調するために新三原則を作ったのですから、皆さんの理解が浅いというように私は考えております。

本当に、法律の専門家が練りに練って、私たちも喧々諤々、どのようにしたらいいのかということ国会内でもみんなで話し合いながら新三要件を本当によく審議した上で、党内で出した案ですから、私は法律的には残念ながら我が党の副代表ほどの法律専門知識がありませんが、信頼をしておりますので、間違いないものと思っております。

○松浦敏司委員 弁護士さんのお話がありました。

しかし日本弁護士会は、反対をしております。

憲法学者の9割以上が、この法案は、違憲だと、こんなふうにも言っております。

だから、専門家の皆さんが実はこれは憲法に違反するという、これが圧倒的な声です。

そういう意味では、新三要件というのは、これまでも国会の審議中で明らかになったように、これは時の内閣がなんとでもできるものであって、ましてや今安倍内閣は、憲法9条でさえ骨抜きにするような法律を出すわけですから、それは内閣が変わることによってなんとでも解釈できるというふうなことであれば、それは歯どめにも何もならないという点で、やはりそういう意味では、多くの圧倒的憲法学者あるいは法律家、弁護士が反対しているという点では今の佐々木委員のお答えでは、私の理解が浅いという御指摘ですけれども、それは全く、そのとおり返したいなというふうに思うところですが、いかがですか。

○佐々木玲子委員 全く歯止めにならないとおっしゃいましたが、全く逆で、新三要件の中で、必ず閣議決定がなければ絶対自衛隊の派遣は出来ないということを明記されていることを御存じでしょうか。

そこのところで総理が本当に今新三原則を作らなければ、それこそ時の総理の判断で自衛隊の派遣というのはどうなるという捉え方があったからこそ三原則で歯どめをかけたわけですから、全く逆な捉え方をしていると思います。

そこのところはどうなのでしょう。

そして、今回の閣議決定の冒頭には、専守防衛に

徹し、軍事大国にならず、非核三原則を守るとしっかり書かれておりますし、自国防衛に限った措置と。そのようにうたわれております。

そこは、皆さんが拙速にいろいろな偏ったと言いますか、一部のどうしても、そのものの捉え方、考え方の入り口でこうじゃないかと思った時点から始まると、全くそこからずれていくという捉え方でどんどん皆さんは、いろんな一部の偏った報道に、それに付されてしまっているというきらいがあるかなと。

国会の議論は116時間もありません。

それ全部を皆さんが傍聴されているかといったらどなたも傍聴されていないと思います。

そこのところをもう少し冷静に判断していかなければ、国民の生命を守るといふ政府の立場は、本当に不安定なものになってしまいますから、本当にそこのところの入り口の部分で、先入観ありきでの考え方では冷静な判断は出来ないのではないかと。

私たちはそういう意味で、しっかりと道議会、国会等連携を図りながらしっかりと、これまでの議論の内容を伺いながら、間違いなくこの今回の法案はやるべきものだ、という思いで発言させていただいています。

○松浦敏司委員 閣議決定で決めるのだから歯どめになるというお話ですが、だからこそ歯どめにはならない。

その内閣がどんな内閣かによつては、いわゆる内閣の閣議決定することで決まるわけですから、歯どめにはならないということだというふうに思いますし、先ほど自国の防衛のためにというようなことを言っていましたが、それであれば、集団的自衛権はなくなっているのです。

自国を防衛するには個別で自衛すればいいわけですから、そういう意味でも、今回の法案というのは、あらゆる面で憲法9条という、その中身から言えば、それに反すると。戦闘行為そのものを禁止しているわけですから。

ただ、それが今回の法案の中では部分的にできるようになっているわけです。いろんな支援に行きました。例えば、アフガンに行ったとします。その時に、現実的にドイツが派兵した、いわゆる戦闘行為がおさまったところに、そこに支援に行ったけれども、50人以上の兵士が命を奪われていることが現実的に起きている。

それと同じことを実はできるような法律内容とな

っていれば、それは日本の自衛隊員が結果として戦闘に巻き込まれてしまうというような法律なので、これはやはり、日本国憲法をしっかり守って平和を守るというのであれば、今回のこの法案というのはやはり、廃案というか取り下げるべきだと、こんなふうにも思いますし、二度と我々は、若者を戦場に送らないという誓いを第二次世界大戦で、その教訓を踏まえて憲法をつくったのだろーと思いますから、その点はぜひ、よくお考えになって、この法案はやはり私としては廃案する以外に国民の命は守れない。何よりも外交努力によって物事は解決するのが基本だと。ここに撤すべきだというふうに、強く思っているところです。

○川原田英世委員 先ほど工藤委員のほうから、これまでも違憲の疑いのあるものをおして日本は発展してきたという御発言がありましたが、憲法をどのように捉えているのかなというところを非常に伺わせてほしいというのが1点。

それと2人の委員から廃案は反対だということがありました。そのお話を伺っている中では、対外的な危機があるからこの法案は必要だと。

対外的な危機というのは一体どういう情報ソースからそういった危機感をいだいているのか。

今この国が抱えている外交上の問題であるといえ、領土問題、北方領土、尖閣諸島。これは前からあった問題であって別に今になって増えているという要因は一切ありません。

それがなぜ今この戦後70年において必要なのか。というところを伺いたい。

それともう1つ、初めの話に戻りますが、前回の第2回定例会において、慎重審議を求めるといいう意見書を全会一致で出したという中で、本当にその数日後に強行採決がされた。これは明らかに本議会の意見を無視したとしか言いようがないと思うのですが、そうではないという、もう慎重審議をされたという考えなのかどうかお伺いしたいなと思います。いかがでしょうか。

○工藤英治委員 子どもや孫に私は戦争は嫌だよねと言われたことにこう言ったことがあります。

戦争は嫌だ。もし、家がお金を持っていて子どもだけでしたら、隣の人が貧しくて、ものごいに来たとき、親がいない場合略奪されないか。

親がいて守られている。

地域は警察によって守られている。

そして国は確かに、外交。これが基本でございます。

す。

警察も自衛隊も何もいないで、本当に外交だけで性善説でいけたら大変ありがたいことですが、これはなかなか、うしろに何かがあってこそ、私は思っております。

それから、委員会討論1回の原則でございます。

キャッチボールしても、恐らく意見の違いがまず、第一にあつて、それを何度繰り返しても、同じ持論の展開にしかない。

だからこそ討論1回の原則。

本会議場においても委員会においても、討論は一回の原則が書かれているのはそこだと思っております。

ようするに慎重審議されたか、それから、いろいろな問題であります。

しかし、私たちは前回も廃案に反対、そして事前の策として慎重審議して、答えを私は出したつもりです。私はですよ。個人的にはそうです。

今回は、慎重審議のものが出てきませんでした。今回廃案のものだけ出てきました。それには同意しかねます。

これは種々意見は違うものだと思います。

だからこう、だからこうだと、キャッチコピーにしかすぎないと私は思っています。そのほかの人の意見はわかりません。

以上です。

○渡部眞美委員長 ここで暫時休憩いたします。

10分後に再開をいたします。

午前11時04分休憩

午前11時14分再開

○渡部眞美委員長 それでは再開をいたします。

○松浦敏司委員 先ほど工藤委員のほうから、この委員会における討論は1回限りというふうなお話もありましたけれども、ちょっとそれは違うのではないかと思います。

前期の議会から委員間討論というのが実施されておりますし、それから議会基本条例の中でも、しっかりうたわれているというふうに思うのですが、その辺、事務局に確認したいのですが、1回限りの討論ということの事実はないですね。

○渡部眞美委員長 暫時休憩いたします。

午前11時14分休憩

午前11時15分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

○鈴木直人議会事務局長 表決に対しまして、討論

を行うということはありません。

工藤委員のおっしゃったとおり。

ただ、基本条例もできたこともありまして、委員間での討論を活発にしようという考え方も1つございまして、今この場合のやりとりというのはそこに当たろうかというふうに考えております。

以上です。

○工藤英治委員 委員間討論は当然されるべきだと思います。

今まで、委員会によってけじめがきちつとなされていない。委員間討論、委員間討論を終了、討論、採決、この順序が1度もなされてないわけです。

その辺の委員長の仕切りの区切りをつけていただきたい。

委員間討論、私は終了していただきたいと思います。

以上です。

○渡部眞美委員長 工藤委員のほうからの申し出がございましたが、ただいまから委員間討論しますということを申し上げますでしたが、委員間討論になっておりました。

今、事務局の話の中で、議場での討論は1回ということですが、委員会の中ではその状況に応じて1回というくりはなかったという認識で私はおります。

ただ、工藤委員のように、一方通行になって示しがつかないのではないかという、その意見も私は委員長として受けていますので、その辺は委員長として今後判断をしていきたいと思います。

先ほどの請願、陳情及び皆さんの御意見をお伺いしておりました。

まず1つ確認をしたいと思います。

委員会として6月には、こういった請願については慎重審議を求めるというのを網走の市議会として、この委員会で決定されたことを通知して、そのことについては、まず認識をしていただきたいと思っています。

今回のこの廃案については賛成できかねぬという2会派の御意見をいただきましたが、その慎重審議を経てくださいということを当委員会から申し入れをした事実に基づいて、今、廃案の意見がどうなのかということ、この議会としてこの請願もしくは陳情についてどのような取り扱いをしていくかということ、これを皆様から御意見を伺い、それぞれ諮ってい

きたいと思っておりますので、今後のこの件についてはそのようによろしくお願いしたいと思います。

他の方の御意見いかがでしょうか。

○立崎聡一委員 先ほど工藤委員のほうからお話ありましたとおり、私どもの会派では、この廃案ということに対しては同意しかねるという方向でお話をさせていただきたいなというふうに思います。

まず違憲性というお話が松浦委員のほうからもありました。

それから、松浦委員の方から違憲性ですとか、強引、それから今後の不安、確かに重要な課題だと思います。

だれしもが戦争を望んでいるわけではありません。

そして、だれしもがみんなそれぞれ平和で安心安全な暮らしを求めているものだというふうに私も捉えております。

しかしながら、外交の力というお話もありました。その外交の立場で日本が今どういう状況に置かれているかということを考えたときに、先ほど川原田委員のほうから、北方領土の問題ですとか尖閣の話というのに触れられたのですけれども、今始まったことではないにしても、今、ものすごく動きが過敏になってきているというのも事実であると思います。

そういった意味から、やはり廃案というのは乱暴という言い方はちょっと変ですけれども、同意しかねるのかなど。やはりもう一度慎重審議していただきたい。

それから今、委員長のほうから6月議会のときに慎重審議というお話で提案させてもらい、川原田委員のほうからそれは、ちょっと言葉は悪いのですが、全く無視されたような状況で、衆議院のほうで、可決成立されてしまったのはいかがなものかというお話もいただきました。

ただ、そこは佐々木委員のほうからお話があったとおり、時間をかけてきちっと討論をされていたものだというふうに私も理解しております。

今後の展開としましては、やはり慎重審議を重ねていただくということが1番じゃないかなというふうに思います。

以上のことから考えさせていただきますと、今回のこの廃案ということに関しては賛成しかねるというふうに会派の意見一致しているところでございます。

以上です。

○田島央一委員 先ほど志誠会のほうからも、中身の話としてはまだ慎重な審議をしたほうがいいというような含意でよろしかったでしょうか。

○立崎聡一委員 はい、もう少し時間をかけてきちっと進めるべきではないかなというふうに考えております。

○田島央一委員 佐々木委員にも御確認したいのですが、佐々木委員も、もうちょっと国会の議論のほうは慎重にしたほうがいいというふうに御認識なのか。

○佐々木玲子副議長 先ほども申し上げましたように、慎重審議については賛成ですから、先ほど言ったように国民の理解もまだまだ難しい部分がいっぱいありますから、しっかりと慎重審議はこれからもやっていくべきでしょう。その意見に変わりはないです。

○田島央一委員 2会派の方は反対されているが、中身としては慎重に審議をしていくべきということの内容というふうに聞いたので、この廃案の請願の扱いについてどのようにするのか、これは文言の調整でやっていくべきなのか、それとも取扱わない、意見の一致を見ないということで取り扱わないほうがいいのか、そのような選択肢も市議会としてはとらないといけないと思うのですが、その辺、文言調整するのであれば1度休憩して打ち合わせするのか、この場でまたやるのか、その辺考えたほうがいいと思うのですが。

○渡部眞美委員長 今、私のほうとしては、それぞれ今、あわせて審議は審査しましたがけれども、諮るのは一本ずつ諮っていかうと思っております。

ただ最終的には廃案を求める意見書なり請願でございますので、皆さんの意見はすべてこの4本の結果のお話をされたと思っております。

ということは、すべて廃案を求める請願なり陳情でございますので、そこは文言を変えんというか、結末が違うので、私のほうではそのように今委員会の中で取り扱うという意味はございませんでした。

ということで、田島委員のほうからもしそういうことであれば休憩を取ってということがございましたが、私のほうでは一本一本、それぞれの請願者なり陳情者がいての意見ですので、これを今議会でするかということを委員会の中で決定をしていきたいと思っております。

○立崎聡一委員 今回に関しては継続審査でお願い

したいと思っております。

○渡部眞美委員長 それでは種々皆さんに御意見をいただきました。

意見の一致は、残念ながらありません。

1つずつ御諮りをしていきたいと思っております。

請願第6号。平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案について今国会で廃案とすることを求める意見書提出についての請願については意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

陳情第3号。憲法を守り、日本を海外で戦争する国にする戦争立法の廃案を求める意見書採択を求める陳情について意見の一致を見なかったため閉会中継続審査とすることに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

陳情第4号。安保関連法案の廃案を求める意見書提出の陳情について、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

陳情第5号。安全保障関連法案を廃案とし、国民的議論を尽くすよう政府及び国会に意見書を提出すること求める陳情について意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることに決定してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして、陳情第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について審査をしたいと思っております。

審査に入ります。

○川原田英世委員 この陳情についてですが、過去にも同様の内容の意見書が出されていたかと思いますが、過去には北海道の一大産業になっていた林業・木材産業が海外勢におされてといつたらいいんでしょうか、かなり規模が小さくなってしまいましたが、しかしながら豊富な資源は今も残ったままであるということ考えても、これからはしっかりと充

実強化していくというのは必要だというふうに考えております。

○佐々木玲子委員 この意見書に関しましては、文言どおりだと思います。

本当に北海道は森林が70%を超えるというところで、これまでにしばらくの間輸入材料にたよって、非常に国内の林産業が衰退化。これに関しては非常に文言どおりだと私は理解しております。

特に林活議連でいろんな関わりを持った中で、北海道の森林大国としては非常に今、日陰の存在というか、輸入材に押されて国内の林産業が非常に衰退化しているのが心配されていますから、これからもしっかりと支援をしていかなければならないと思いますので、これには賛成です。

○松浦敏司委員 皆さんそれぞれ言われたとおりだというふうに思うのですが、とりわけ今、国有林をはじめ山は荒れている状況です。そういう意味では、しっかりと人間が手を入れた山はしっかりと人間が守っていけないと守れないという点からしてもこの陳情については採択すべきだと考えます。

○立崎聡一委員 はい、私たちの会派も採択という方向で考えております。

やはり地域産業の重要な位置を占める林業ですけれども、施策の充実などをいろいろ述べられておりますし、今後のことを考えていきますと、やはり、林産業の振興というのは重要なことでありますし、生活環境を考えれば本当に大切なことだと思いますので、採択という方向でいきたいと思います。

○渡部眞美委員長 ただいま各会派より、採択すべきものという御意見があったところですが、採択すべきものと決定してよろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

陳情第7号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書提出を求める陳情について、全会一致をもって採択すべきものと決定をいたします。

ここで意見書案の準備がございますので、暫時休憩をいたしますが、その前に、理事者のほうから何かございますか。

なければ理事者の方はここで退席願います。

暫時休憩いたします。

午前11時19分休憩

午前11時21分再開

○渡部眞美委員長 再開いたします。

お手元に意見書案が配布されていると思いますので、この内容でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

それでは林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書について委員長名により委員会として意見書案を本会議に上程することに決定をいたします。

また、意見書の提出先は地方自治法第99条の規定に基づき、国会及び関係行政庁に提出することに決定をいたします。

○渡部眞美委員長 続きまして12の秋季視察の調査の実施について協議をしたいと思います。

8月26日の委員会の中で決定をしている内容を申し上げます。

日程といたしましては9月29日の火曜日、委員外の参加について了承。

視察先については市場荷捌所。

また、そこで競りが行われているところでございます。

もう1点、株式会社デンソー網走テストコース、また希望する視察先がありましたら3日までに御報告くださいということでしたが、そのところは誰も報告はありませんでした。

もう1件、日程としても午前中に終わるような日程でしたので、金印わさびのほうをつけ加えることは可能ですということにしております。ただ、今わさびが取れる時期とちょっと違いまして、冷凍のわさびですけれども、冷凍わさびを処理している状況にということで、そこは可能ですということで確認をいただいております。

スケジュールといたしまして、8時に荷捌場に行きましてデンソーのところに9時半、所要時間1時間半ぐらい。

そうしましても11時過ぎにまた金印わさびに行けるようなスケジュールになり、そこで1時間として、午前中には戻ってこれるような形を取れると思いますので、金印わさびも見えてくるということについてどうでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのような日程で3カ所の視察先として決定をしたいと思います。

また、変更等がありましたら一任をいただきたいと思いますのでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

そのように決定をいたします。

○渡部眞美委員長 それでは最後、その他でございますが何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようですから、総務経済委員会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

午前11時23分閉会
